（前のページより続き）

○新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の一部を改正する件（同六）　五六六

○農産物規格規程の一部を改正する件（**農林水産**七〇八）　五六八

○農業保険法第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件（同七〇九）　五七〇

○農業保険法施行規則第百二十九条第三号並びに第百三十一条第四号イ及びロの規定による調整の方法を定める件（同七一〇）　五七二

○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を定める件（同七一一）　五七四

○農業経営収入保険損害認定準則を定める件（同七一二）　五七六

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同七一三）　五七九

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する件（**農林水産・国土交通**一）　五八三

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**四七）　五八五

○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（同四八）　五八六

○保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示（同四九）　五八八

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示（同五〇）　五九〇

○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する告示（同五一）　五九二

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（同五二）　五九五

○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の全部を改正する告示（同五三）　五九六

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（同五四）　六〇二

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示（同五五）　六〇三

○第十三次鉱業労働災害防止計画（同五六）　六〇三

○計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件（同五七）　六〇六

○特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件（同五八）　六〇七

○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件（同五九）　六一〇

○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則（同六〇）　六一六

○原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する規則（同六一）　六一七

○核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する規則（同六二）　六一七

○福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則の一部を改正する規則（同六三）　六一八

○鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等の一部を改正する件（同六四）　六一八

○ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同六五）　六一〇

○発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（同六六）　六一二

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**一）　六一三

○平成十九年国土交通省告示第千百七十四号の一部を改正する件（**国土交通**五二三）　六一四

○平成十三年国土交通省告示第四百七十五号の一部を改正する件（同五二四）　六一五

○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（同五二五）　六一六

○自動車の登録等に係るＯＣＲに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改正する件（同五二六）　六一七

○特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示及び特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針の一部を改正する件（同五二七）